

パワーフレックス特別預金＜愛称：パワー預金＞商品説明書

(2025年1月7日現在)

1. 商品名	パワーフレックス特別預金＜愛称：パワー預金＞
2. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
3. 取扱通貨	円
4. 預入期間	定めなし
5. 預入方法	随時預入。 ただし、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限りります。 窓口、またはパワーダイレクト(インターネットバンキング)での預入が可能です。
6. 最低預入金額・預入単位	1円以上、1円単位
7. 払戻回数・払戻方法	● 払戻は、何度でも可能ですが、毎月1日から末日までの1ヶ月間に5回を超えて払い戻しを行った場合、下記9.の追加利息は支払われません。 ● 払戻金は、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。 ただし、パワーダイレクト(インターネットバンキング)での払い戻しの場合、一日の払戻金額の限度額があります。 詳しくは、窓口またはパワーコールなどにてお問い合わせください。
8. 利息	(1)適用利率 ● 以下の4段階の金額階層別に金利設定を行い、この預金の毎日の最終残高が該当する金額階層に応じた利率を適用します(ただし、金融情勢等によっては、一部の金額階層ないし全ての金額階層が同じ適用利率となる場合があります。)。 ①1円以上、100万円未満 ②100万円以上、300万円未満 ③300万円以上、1,000万円未満 ④1,000万円以上 ● 毎日の店頭表示の利率を適用する変動金利です。 ● 具体的な利率については、窓口またはパワーコールなどにてお問い合わせください。 (2)利払頻度・支払方法 ● 毎月の当行所定の各利払日に、お客様のパワーフレックス口座のこの預金に入金することにより支払います。 ● 具体的な利払日については、窓口またはパワーコールなどにてお問い合わせください。 (3)計算方法 ● 毎日の最終残高につき、付利単位を1円、1年を365日とする日割計算を行い、毎日の利息額を積算します。端数の切り捨ては、積算額について行います。
9. 追加利息	上記「8.利息」に加えて下記追加利息(1)①および②を当行所定の方法により支払います。 ただし、毎月1日から末日までの1ヶ月間に5回を超えて払戻を行った場合は、当該月の属する追加利息計算期間につき、「(1)①3ヶ月毎の追加利息」は支払われません。なお、この場合でも、「(1)②1年毎の追加利息」は支払われます。 (1)追加利息計算期間 ①3ヶ月毎の追加利息

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の1月1日から3月31日 ・毎年の4月1日から6月30日 ・毎年の7月1日から9月30日 ・毎年の10月1日から12月31日 <p>②1年毎の追加利息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年の1月1日から12月31日 <p>なお、上記にかかわらず、最初の追加利息計算期間については、最初の預入日を初日とし、その直後に到来する追加利息計算期間最終日を最終日として、①②それぞれの追加利息を計算します。</p> <p>(2)適用利率</p> <p>各追加利息計算期間初日における店頭表示の利率を追加利息計算期間の最終日まで適用します。</p> <p>(3)利払頻度・支払方法</p> <p>各追加利息計算期間最終日以降、当行所定の日に、お客さまのパワーフレックス口座のこの預金に入金することにより支払います。なお、追加利息は各追加利息計算期間の最終日の当行所定の残高異動可能時間が終了してその残高が確定しなければ次項に定める計算方法に従った算出ができないものであり、また、期中の経過利息は存在しません。このため、期中(最終日の残高確定前の時間を含みます。)に口座を解約した場合は、当該利息計算期間の追加利息は支払われません。</p> <p>(4)計算方法</p> <p>①3ヶ月毎の追加利息</p> <p>追加利息計算期間中の各月の最低残高を単純平均した金額に対し、当該追加利息計算期間初日から最終日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算です。端数は切り捨てます。</p> <p>②1年毎の追加利息</p> <p>追加利息計算期間中の最低残高に対し、当該追加利息計算期間初日から最終日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算です。端数は切り捨てます。</p>
10. 預金保険	<p>預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。ただし、追加利息計算期間の最終日以外の日に保険事故が発生した場合、追加利息には経過利息が存在しないため、3ヶ月毎・1年毎の追加利息はいずれも預金保険の保護対象外となります。</p> <p>なお、追加利息計算期間の最終日に保険事故が生じた場合には、上記9.に定める算出方法に従って追加利息を計算しこの預金に元加されたうえで、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して元本1,000万円までが保護されることがあります。</p>
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. 税金	利息 : 源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。

13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 注意事項	店頭、パワーコール(テレfonバンキング)、パワーダイレクト(インターネットバンキング)等の受付窓口によっては、一部ご利用いただけないお手続きがあります。また、パワーダイレクト(インターネットバンキング)については、利用環境によって一部ご利用いただけないお手続があります。詳しくは窓口またはパワーコールなどにてお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認下さい。
15. 取扱銀行	株式会社SBI新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
16. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。